

管理業務仕様書 I

鹿児島県ライフル射撃場
鹿児島県平川ヨットハウス

鹿児島県教育庁保健体育課

目 次

項 目	頁
1 管理業務の対象となる体育施設の名称及び所在地	1
2 業務の名称	1
3 履行期間	1
4 休場日及び利用時間	1
5 利用料金	1
6 管理業務の内容	1
7 維持管理業務の基準	3
8 事業報告書等	4
9 管理員の服装等	4
10 名簿等の提出	4
11 体育施設の利用及び管理用具	4
12 管理業務費に係る書類	4
13 その他	5

この仕様書は、鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 44 年鹿児島県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に定める体育施設（以下「体育施設」という。）の管理業務に関するものであり、以下の事項に従い誠実に業務を行うこと。

1 管理業務の対象となる体育施設名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島県ライフル射撃場	鹿児島市犬迫町早馬下 6313 番地
鹿児島県平川ヨットハウス	鹿児島市平川町浜平川 6247 番地

2 業務の名称

鹿児島県体育施設管理業務

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 休場日及び利用時間

条例第 6 条及び第 7 条に定めるとおりであるが、サービス向上の観点から、条例上の休業日（火曜日）を開場するなど可能な限り休場日を設けず、利用時間を拡大した運営を行うこと。

5 利用料金

条例第 10 条に定めるとおりとする。

6 管理業務の内容

体育施設の管理業務に支障がないように管理員を適切に配置し、以下の業務を行うこと。

なお、管理員のうち少なくとも 1 人は管理責任者を配置し、組織体制の保持、従事者の育成及び管理に必要な研修を実施すること。

鹿児島県平川ヨットハウス（以下「平川ヨットハウス」という。）の管理員には、小型船舶操縦士の免許所有者を充てること。

鹿児島県ライフル射撃場（以下「ライフル射撃場」という。）については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項に基づく指定射撃場の指定及び第 9 条の 4 第 1 項に基づく教習射撃場の指定を受けていることから、同項に規定する内閣府令で定める基準に適合する管理者を配置するとともに、同基準に適合した管理方法をとること。

(1) 運 営

- ・ 利用者等に対する接遇
- ・ 受付、予約及び指導（予約取消し、無断取消しへの対応などを含む。）
- ・ 利用者との打合せ
- ・ 利用許可申請書等の受理及び利用許可書等の発行・管理
- ・ 利用料金（体育施設の施設、設備等（以下「施設等」という。）の利用に係る料金をいう。以下同じ。）の徴収、減額又は免除、返還等
- ・ 施設等の開錠、施錠及び各種鍵の保管、収受
- ・ 利用券の管理、集計及び施設等の利用の統計処理
- ・ 文書の受領、処理及び業務日誌、行事予定表の作成
- ・ 施設等の利用に係る年間行事の総合調整及び施設等の利用予定者への周知
- ・ 施設等に関する要望及び苦情の処理
- ・ 各種大会、行事等の確認及び体育施設の利用促進活動
- ・ 事故、台風災害及び危険行為への対応・処置
- ・ 各種メーターの確認（電気・ガス・水道）
- ・ 駐車場の管理及び国旗、県旗等の掲揚・降納
- ・ 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との連絡調整
- ・ その他県教育委員会が必要と認めること

(2) 管理業務の内容や範囲の変更

不測の事態により管理業務の内容や範囲が変更される場合は県と協議することとする。

(3) 維持管理

施設等は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、常に整備・点検を行い、必要な部品等の交換及び補充並びに補修を実施すること。

ア 共通項目

- ・ 体育施設内外の巡視・点検・清掃
毎日1回は巡視・点検・清掃を行うとともに、必要に応じて鳩糞の除去や側溝の泥上げ、樹木のせん定、草刈り等を行う。
- ・ 施設、設備、備品等の軽微な営繕補修等
施設、設備、備品等の軽微な営繕補修等を行う。
なお、軽微な営繕補修とは、1件30万円未満の補修等で、破損し、又は故障した施設、設備、備品等を原状に復旧する行為をいう。
- ・ 備品の点検・管理及び貸出・返却
なお、備品とは形状及び性質を変えずに1年以上の使用又は保管に耐え得る物品であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円以上のものをいう。
- ・ 消耗品の補充・更新及び管理、貸出・返却
なお、消耗品とは、短期間の使用によって消耗され、又はその効力を失う物品（トイレトーパー、事務用品等）並びに形状及び性質を変えずに1年以上の使用又は保管に耐え得る物品（エンジン刈払機、業務用掃除機、会議用テーブル等）であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円未満のものをいう。
- ・ 体育施設の敷地内の見回り及び管理
- ・ 消防設備の法定点検
- ・ 電気、照明及び空調等設備の操作・メンテナンス

イ 個別項目

[ライフル射撃場]

- ・ 鉛弾等の回収及び処分
スモールボアライフル射撃場及びエアライフル射撃場で使用された鉛弾や薬きょうは、毎日回収するとともに適正な保管を行い、年に1回は専門業者を通じて処分する。
- ・ 機械警備
保管庫には空気銃を保管していることから、機械警備を行う。
警備業務仕様

警備対象	警備方式等	備考
射撃場の玄関・事務所・通路・保管庫	機械警備方式で、機器は玄関・事務所・通路及び保管庫に設置	

[平川ヨットハウス]

- ・ 運営艇の管理
運営艇は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、電波法（昭和25年法律第131号）等法令の規定による定期検査等を実施する。

○船舶安全法に基づく定期検査（6年に1度）の予定：令和13年度
同 中間検査（定期検査の3年後）の予定：令和10年度
検査手数料 定期検査：24,300円 / 中間検査：14,900円
○電波法に基づく無線局免許更新手続（5年に1度）の予定：令和11年度
免許更新：21,870円（前回実費額）
○電波利用料：毎年度
無線航行移動局：8,800円（前回実費額）

7 維持管理業務の基準

(1) 施設等の清掃業務

利用者が気持ちよく施設等を利用できるよう、また施設等を常に清潔に維持し運用の万全を期するために、以下により清掃を行うこと。

ア 清掃方法

区 分	内 容
床面（塩ビシート）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真空掃除機でじんかい吸い取り ・ 汚染箇所はクリーナー液で拭き上げ
床面（フローリング）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中性洗剤で拭き上げ ・ ワックス塗布（年3回） ・ 電気ポリッシャーで研磨（年3回） ・ 特に汚れのひどい場合は洗浄
天井・壁・ドアなど（年1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥毛払いでホコリ払い ・ クリーナー液で拭き上げ ・ 汚染箇所は洗剤液で拭き上げ
窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗剤液又は水で拭き上げ ・ 乾拭き仕上げ

イ 各所清掃内訳

清 掃 箇 所	清 掃 方 法
玄関出入口及びホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掃き掃除 ・ 扉の水洗い及び乾拭き ・ 床の水撒き
手洗い及び便所 (平川ヨットハウスは シャワー室も含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面の水洗い ・ 鏡及び出入口の乾拭き ・ 大小便器の薬品洗い（汚れがひどい場合） ・ 紙くず入れ及び汚物入れの内容物の回収、処理及び消毒 ・ 金属部の乾拭き磨き ・ 手洗器の洗剤洗い
各室・各階廊下及び階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掃き掃除 ・ 化学モップ等による拭き掃除 ・ 特に汚れのひどい箇所は洗剤による洗浄 ・ 窓枠等の乾拭き
湯 沸 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面の掃き掃除 ・ 流しは、洗剤による洗浄及び茶がら等処理

(2) 法定保守点検業務

消防設備

[ライフル射撃場]

防 火 対 象 物	所 在 地 事 業 所 名	鹿児島市犬迫町早馬下 6313 番地 鹿児島県ライフル射撃場 TEL099-229-6466	
消 防 設 備 名		年 度 間 点 検 回 数	備 考
消火器		機 器 2 回	
非常ベル配線		機 器 2 回 総 合 1 回	

[平川ヨットハウス]

防火 対象物	所在地 事業所名	鹿児島市平川町浜平川 6247 番地 鹿児島県平川ヨットハウス TEL099-261-2710
消 防 設 備 名		年度間点検回数
消火器		機器 2 回
自動火災報知設備		機器 2 回 総合 1 回
避難器具		機器 2 回 総合 1 回
誘導灯		機器 2 回 総合 1 回

(3) ライフル射撃場整備業務

業務の実施に当たっては、以下の年度間実施回数を下回らないこと。

区 分		項 目	年 度 間 実 施 回 数
ライフル射撃場	スモールボアライフル射撃場	通常整備	1 2
		草刈り	4

ア 通常整備

チリ、小石等を取り除く。

イ 草刈り

競技に支障がないよう草刈りを行う。

8 事業報告書等

(1) 指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に、又は県教育委員会が必要と認めるときに、以下の内容の事業報告書を提出すること。

ア 管理業務の実施状況

イ 体育施設の利用状況

ウ 利用料金の収入実績

エ 管理業務の経理状況（収支決算）

オ 修繕料の執行状況

カ その他県教育委員会が別に指示する事項

(2) 県教育委員会は、定期又は臨時に管理業務に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

9 管理員の服装等

管理員の服装・言動・態度は、利用者にいささかの不快の念も与えないようにしなければならない。

10 名簿等の提出

管理業務従事者については、県教育委員会に名簿を提出することとし、従事者に変更があった場合も、同様とする。

11 体育施設の利用及び管理用具

指定管理者は施設等は無償で利用できるものとする。ただし、体育施設の維持管理の目的以外に利用してはならない。

なお、県教育委員会が備え付けた備品等の更新は、県教育委員会負担で行うものとし、それ以外の業務の用に供する備品等については、指定管理者の負担とする。

12 管理業務費に係る書類

管理業務費については、他の経費と区分して経理し、関係書類を各事業年度終了後 5 年間は保存すること。

13 その他

- (1) 管理業務の遂行に当たっては、この仕様書によるほか、条例並びに鹿児島県体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 45 年鹿児島県規則第 50 号）その他関係法令によるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者は県教育委員会の担当者の指示に従わなければならない。
- (3) 必要に応じて感染症対策を講ずること。

管理業務仕様書Ⅱ

鴨池公園

鹿児島県立鴨池陸上競技場

鹿児島県立鴨池野球場

鹿児島県立鴨池庭球場

鹿児島県立鴨池補助競技場

鴨池緑地公園

鹿児島県立鴨池緑地球技場

鹿児島県立鴨池緑地庭球場

目 次

項 目	頁
1 管理業務の対象となる都市公園及び運動施設の名称並びに所在地	1
2 業務の名称	1
3 履行期間	1
4 鴨池公園及び鴨池緑地公園の供用日及び供用時間	1
5 運動施設の利用時間等	1
6 運動施設の利用料金	1
7 管理業務の内容	1
8 維持管理業務の基準	3
9 事業報告書等	20
10 管理員の服装等	20
11 名簿等の提出	20
12 公園施設の利用及び管理用具	20
13 管理業務費に係る書類	21
14 その他	21
(別紙) 運動施設・修景施設管理業務 (年度間実施回数)	22

この仕様書は、鹿児島県都市公園条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 19 号）第 2 条第 1 項に定める鴨池公園及び鴨池緑地公園並びに鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例（昭和 46 年鹿児島県条例第 19 号。以下「鴨池条例」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項に定める運動施設（以下「運動施設」という。）の管理業務に関するものであり，以下の事項に従い誠実に業務を行うこと。

1 管理業務の対象となる都市公園及び運動施設の名称並び所在地

名 称	所 在 地
鴨池公園	鹿児島市与次郎二丁目 2 番 2 号
鹿児島県立鴨池陸上競技場	
鹿児島県立鴨池野球場	
鹿児島県立鴨池庭球場	
鹿児島県立鴨池補助競技場	鹿児島市鴨池新町 41 番 1 号
鴨池緑地公園	
鹿児島県立鴨池緑地球技場	
鹿児島県立鴨池緑地庭球場	

2 業務の名称

鴨池公園及び鴨池緑地公園管理業務

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 鴨池公園及び鴨池緑地公園の供用日及び供用時間

鹿児島県都市公園条例施行規則（昭和 45 年鹿児島県規則第 48 号。以下「公園規則」という。）第 2 条に定めるとおりとする。

5 運動施設の利用時間等

- (1) 鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則（昭和 46 年鹿児島県規則第 36 号。以下「鴨池規則」という。）第 2 条に定めるとおりとするが，サービス向上の観点から，条例上の休場日（火曜日）を開場するなど可能な限り休場日を設けず，利用時間を拡大した運営を行うこと。
- (2) 県立高等学校合同グラウンドの代替地として鴨池緑地球技場を利用する学校の取扱いについては，次のとおりとする。
 - ア 県立高等学校合同グラウンドを利用していた 5 校（鶴丸，甲南，鹿児島中央，鹿児島東，鹿児島工業）については，平日の 16 時から 19 時までは，優先して利用できるものとする。
 - イ 長期休業日，土曜日，日曜日及び祝日に利用する場合で，各種競技大会での施設利用がなく，また，施設管理上支障がない場合は，午前か午後の 4 時間までは優先して利用できるものとする。

6 運動施設の利用料金

鴨池条例第 5 条に定めるとおりとする。

ただし，前項第 2 号として利用する場合は，鴨池規則第 10 条第 1 項第 7 号の規定により，利用料金を免除する。

7 管理業務の内容

鴨池公園及び鴨池緑地公園並びにこれらの運動施設（以下「公園施設」という。）の管理業務に支障がないように管理員を適切に配置し，以下の業務を行うこと。なお，管理員のうち少なくとも 1 人は管理責任者を配置し，組織体制の保持，従事者の育成及び管理に必要な研修を実施すること。

(1) 運 営

- ・ 利用者等に対する接遇
- ・ 受付，予約及び指導（予約取消し及び無断取消しへの対応などを含む。）
- ・ 利用者との打合せ
- ・ 利用許可申請書等の受理及び利用許可書等の発行・管理
- ・ 利用料金（運動施設の施設又は附属施設若しくは器具（以下「施設等」という。）の利用に係る料金をいう。）の徴収，減額又は免除，返還等
- ・ 施設等の利用調整
- ・ 施設等の開錠，施錠及び各種鍵の保管，收受
- ・ 利用券の管理，集計及び施設等の利用の統計処理
- ・ 文書の受領，処理及び業務日誌，行事予定表の作成
- ・ 施設等の利用に係る年間行事の総合調整及び施設等の利用予定者への周知
- ・ 公園施設に関する要望及び苦情の処理
- ・ 各種大会，行事等の確認及び公園施設の利用促進活動
- ・ 事故，台風災害及び危険行為への対応・処置
- ・ 各種メーターの確認（電気・ガス・水道）
- ・ 駐車場の管理及び国旗，県旗等の掲揚・降納
- ・ 自動販売機設置に係る調整
- ・ 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との連絡調整
- ・ その他県教育委員会が必要と認めること

(2) 管理業務の内容や範囲の変更

不測の事態により管理業務の内容や範囲が変更される場合は県と協議することとする。

(3) 維持管理

公園施設は正常な状態を保持し，適正な利用に供するよう，常に整備，点検を行い，必要な部品等の交換及び補充並びに補修を実施すること。

ア 共通項目

- ・ 公園施設内外及び周辺園路の巡視・点検・清掃
毎日1回は巡視・点検・清掃を行うとともに，必要に応じて鳩糞の除去や側溝の泥上げ，樹木のせん定等を行う。
- ・ 施設，設備，備品等の軽微な営繕補修等
施設，設備，備品等の軽微な営繕補修を行う。
なお，軽微な営繕補修とは，1件30万円未満の補修等で，破損又は故障した施設，設備，備品等を原状に復旧する行為をいう。
- ・ 備品の点検・管理及び貸出・返却
なお，備品とは形状及び性質を変えなく1年以上の使用又は保管に耐え得る物品であって，一品の購入価格又は評価価格が5万円以上のものをいう。
- ・ 消耗品の補充・更新及び管理，貸出・返却
なお，消耗品とは，短期間の使用によって消耗され，又はその効力を失う物品（トイレトペーパー，事務用品等）並びに形状及び性質を変えなく1年以上の使用又は保管に耐え得る物品（折りたたみ机，ライン引き，ハードル等）であって，一品の購入価格又は評価価格が5万円未満のものをいう。
- ・ 会場設営等（ライン引き・ゴールポスト・ネット張り・ベンチ等の設置）
競技会，各種大会等の主催者等と事前に協議し，会場設営等を行う。
- ・ 消防設備，自家用電気工作物，エレベーター・自動ドア及び貯水槽等の法定点検
- ・ 電気，照明及び空調，電話等設備の操作・メンテナンス
- ・ 大型映像装置，スコアボード及び記録判定機等電子機器の操作指導・メンテナンス
- ・ クライミングウォールの保守点検

イ 個別項目

[鴨池陸上競技場]

- ・ 通常整備（フィールド，グラウンド等を常に正常に保つために必要な整備のことをいう。以下同じ。），芝生地及びスタンド芝生の管理
- ・ 芝生の生育状況や病虫害予防のための観察，巡視（毎日）
- ・ 芝刈り，目土入れ，散水，サッチ拾い及び生育・病虫害対策のための必要な措置（肥料・薬剤散布等）（随時）

- ・ エアーレーション，バーチカルカット，芝補植
- ・ フィールド内芝生のオーバーシーディング及びトランジションは適時に実施する。
- ・ 競技会，各種大会利用前後の整備（フィールドの利用は原則週2日以内とする。）

[鴨池野球場]

- ・ 通常整備及び芝生地の管理
- ・ 芝生の生育状況や病虫害予防のための観察，巡視（毎日）
雨天時は，競技中にシート張り及び水溜まりの除去並びに砂の投入等を行う。
- ・ 芝刈り，目土入れ，散水，サッチ拾い，生育・病虫害対策のための必要な措置（肥料・薬剤散布等）（随時）
- ・ エアーレーション，バーチカルカット，芝補植
- ・ グラウンド内野部分の改修（12～1月）
- ・ 競技会，各種大会利用前後のグラウンド整備

[鴨池補助競技場]

- ・ 通常整備，芝生地及びスタンド芝生の管理
- ・ 芝生の生育状況や病虫害予防のための観察，巡視（毎日）
- ・ 芝刈り，目土入れ，散水，サッチ拾い及び生育・病虫害対策のための必要な措置（肥料・薬剤散布等）（随時）
- ・ エアーレーション，バーチカルカット，芝補植
- ・ フィールド内芝生のオーバーシーディング及びトランジションは適時に実施する。
- ・ 競技会，各種大会利用前後の整備（フィールドの利用は原則週2日以内とする。）

[鴨池庭球場]

- ・ 通常整備及びスタンド芝生の管理
- ・ コートの維持管理（舗装面補修）

[鴨池緑地球技場]

- ・ 通常整備及びスタンド芝生の管理
- ・ 人工芝の維持管理（ブラッシング，落葉の除去，火山灰の除去）

[鴨池緑地庭球場]

- ・ 通常整備
- ・ コートの維持管理（舗装面補修）

8 維持管理業務の基準

(1) 公園施設清掃業務

利用者が気持ちよく公園施設を利用できるよう，また公園施設を常に清潔に維持し運用の万全を期するために，以下により清掃を行うこと。

ア 清掃方法

区 分	内 容
じゅうたん床面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真空掃除機でじんかい吸い取り ・ 汚染箇所はクリーナー液で拭き上げ
タイル張り床面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中性洗剤で拭き上げ ・ ワックス塗布（年3回） ・ 電気ポリッシャーで研磨（年3回） ・ 特に汚れのひどい場合は洗浄
天井・壁・ドアなど（年1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥毛払いでホコリ払い ・ クリーナー液で拭き上げ ・ 汚染箇所は洗剤液で拭き上げ
窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗剤液又は水で拭き上げ ・ 乾拭き仕上げ

イ 各所清掃内訳

清 掃 箇 所	清 掃 方 法
玄関出入口及び ホール	<ul style="list-style-type: none"> 拭き掃除 扉の水洗い及び乾拭き 床の水撒き
手洗い、便所及 び公衆便所	<ul style="list-style-type: none"> 床面の水洗い 鏡及び出入口の乾拭き 大小便器の薬品洗い（汚れがひどい場合） 紙くず入れ及び汚物入れの内容物の回収、処理及び消毒 金属部の乾拭き磨き 手洗器の洗剤洗い 尿石除去実施（年1回以上）
各室、各階廊下 及び階段	<ul style="list-style-type: none"> 掃き掃除 化学モップ等による拭き掃除 特に汚れのひどい箇所は洗剤による洗浄 窓枠等の乾拭き
湯 沸 室	<ul style="list-style-type: none"> 床面の掃き掃除 流しの洗剤による洗浄及び茶がら等処理

ウ 個別清掃内訳（最低実施回数）

[鴨池公園 (123.36 m²)]

清 掃 個 所	面 積 (m ²)	清 掃 回 数	備 考
公園内公衆便所 (3箇所)	119.36	1日1回	
公園内水飲場 (4箇所)	4.00	1週1回	

[鴨池緑地公園及び北公園 (333.43 m²)]

清 掃 個 所	面 積 (m ²)	清 掃 回 数	備 考
鴨池緑地公園公衆便所 (3箇所)	80.51	1日1回	
北公園公衆便所 (1箇所)	12.25	〃	
シャワー室・便所 (1箇所)	60.00	1週2回	
鴨池緑地球技場更衣室 (1箇所)	60.00	1週1回	
鴨池緑地球技場役員室 (1箇所)	65.00	〃	
管理棟更衣室シャワー室・便所	55.67	1週2回	

[鴨池陸上競技場 (3,338.26 m²)]

清 掃 個 所	面 積 (m ²)	清 掃 回 数	備 考
管理事務所	45.56	1週1回	
展示ホール	23.61	〃	
正面ホール	125.21	1日1回	
男子更衣室 (シャワー室含む)	221.31	〃	
女子更衣室 (シャワー室含む)	158.59	〃	
トレーニング室	120.46	1週1回	
メモリアルルーム	115.01	〃	
記録室	114.68	〃	
1F 審判員室	33.21	〃	
医務室	40.12	〃	
会議室 1	320.97	〃	
会議室 2 (ドーピング・コントロール室)	79.61	〃	
会議室 3	85.41	〃	
会議室 4	109.54	〃	
会議室 5	41.82	〃	
会議室 6	32.84	〃	
会議室 7	52.43	〃	
廊下	285.40	〃	
トイレ 6箇所 (男2, 女2, 身障者4)	68.50	1日1回	
2F 特別貴賓室 (前室含む)	53.01	1月1回	
貴賓室等トイレ (3箇所)	27.15	〃	
貴賓室 (前室含む)	35.59	〃	

清 掃 個 所		面 積(m ²)	清 掃 回 数	備 考
2F	救護室	34.90	1 週 1 回	
	授乳室	18.55	〃	
	会議室 8	40.41	〃	
	会議室 9	52.43	〃	
	ホール	60.26	〃	
	スタンドトイレ (男 8, 女 8)	609.15	随時 (年間 70 日程度)	大会前後に実施
3F	ロイヤルボックス (ベランダ含む)	91.74	1 月 1 回	
	放送室	83.80	随時 (年間 70 日程度)	大会前後に実施
	実況室	83.79	〃	〃
	ホール	13.09	〃	〃
	多目的トイレ	7.91	〃	〃
E V 棟	トイレ (身障者 3)	22.50	〃	〃
	ホール	29.70	1 週 1 回	

[補助競技場 (267.38 m²)]

清 掃 個 所		面 積(m ²)	清 掃 回 数	備 考
役員室		63.00	1 週 1 回	
男子更衣・シャワー室		34.50	1 日 1 回	
女子更衣・シャワー室		34.50	〃	
男子便所 (クラブハウス内)		33.75	〃	
女子便所 (クラブハウス内)		33.75	〃	
男子便所 (屋外 2 箇所)		33.94	〃	
女子便所 (屋外 2 箇所)		33.94	〃	

[鴨池野球場 (925.45 m²)]

清 掃 個 所		面 積(m ²)	清 掃 回 数	備 考
貴賓室		82.80	1 月 1 回	
正面ホール		47.96	1 日 1 回	
報道ブース (4 箇所)		57.90	随時 (年間 130 日程度)	
医務室		12.76	1 週 1 回	
記者室		66.00	随時 (年間 130 日程度)	
放送室		17.60	〃	
記録室		17.60	〃	
審判室		17.60	〃	
審判控室		33.92	〃	
事務室		35.20	1 週 1 回	
管理人室		20.24	〃	
役員室		51.52	随時 (年間 130 日程度)	
更衣・シャワー室		132.85	〃	
湯沸室		4.20	〃	
便 所		238.00	〃	
廊 下		89.30	〃	

[ロッカールーム, 記者室棟 (802.53 m²)]

清 掃 個 所		面 積(m ²)	清 掃 回 数	備 考
ロッカールーム 1 (脱衣室を含む。)		95.33	随時 (年間 130 日程度)	
ロッカールーム 2 (脱衣室を含む。)		126.82	〃	
会議室 (2 箇所)		93.06	1 週 1 回	
医務室		17.39	〃	
チケット売場		4.66	随時 (年間 130 日程度)	
エントランスホール		18.16	〃	
売店スペース (2 箇所)		47.16	〃	
コンコース		142.49	〃	
多目的室		78.13	〃	
記者室用トイレ		49.52	〃	
記者室 (3 箇所)		129.81	〃	

[鴨池庭球場 (170.75 m²)]

清掃箇所	面積(m ²)	清掃回数	備考
役員室	63.20	1週1回	
男子更衣・シャワー室	36.00	1日1回	
女子更衣・シャワー室	36.00	//	
トイレ(男1,女1,多目的1)	35.55	//	

(2) 法定保守点検業務

ア 消防設備

[鴨池陸上競技場]

防火対象物	所在地 事業所名	鹿児島市与次郎二丁目2番2号 鹿児島県立鴨池陸上競技場 Tel.099-254-2161	
消防設備名	年度間点検回数		備考
消火器具	機器	2回	
屋内消火栓設備	機器	2回	
	総合	1回	
自動火災報知設備	機器	2回	
	総合	1回	
非常警報設備	機器	2回	
	総合	1回	
誘導灯設備	機器	2回	
	機器	2回	
自家発電設備	総合	1回	
	負荷運転	1回	
	機器	2回	
蓄電池設備	機器	2回	
	総合	1回	

消火器点検業務

種別	数量	機器点検	備考
小型消火器(除車載式)	65本	2回	
車載式消火器	2本	2回	

屋内消火栓点検業務

種別	数量	機器点検	総合点検	備考	
加圧送水装置	ポンプモーター	1組	2回	1回	
	エンジン	1台	2回	1回	
操作盤	1台	2回	1回		
屋内消火栓	24基	2回	1回		
起動用スイッチ	24基	2回	1回		
表示灯	24基	2回	1回		

自動火災報知設備点検業務

機械名	摘要	数量	機器点検	総合点検
受信機 P-1級	10回線まで	10/10	2回	1回
	11回線以上	3/10		
差動式分布型感知器	1~50個	—	—	—
スポット式感知器 (差動式・補償式)	1~50個	50	2回	1回
	51~100個	50	2回	1回
	101個以上	72	2回	1回
”(定温式)	1~50個	4	2回	1回
煙感知器	1~50個	36	2回	1回
	51~100個	—	—	—
発信機 P-1/P-2級		16	2回	1回
地区音響装置		34	2回	1回
消火栓起動装置		1	2回	1回
専用電源	交流電源	1	2回	1回
予備又は非常電源	蓄電池設備	1	2回	1回

非常警報装置点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
ア ン プ 点 検	1	2 回	1 回	
ス ピ ー カ ー	1 2 7	2 回	1 回	
非 常 用 予 備 電 源	1	2 回	1 回	

誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘 導 灯 (小・中)	8 8	2 回	
誘 導 標 識	1	2 回	

[鴨池野球場]

防 火 対 象 物	所 在 地 事 業 所 名	鹿 児 島 市 与 次 郎 二 丁 目 2 番 2 号 鹿 児 島 県 立 鴨 池 野 球 場		備 考
				TEL 099-251-6020
消 防 設 備 名	年 間 点 検 回 数		備 考	
消 火 器 具	機 器	2 回		
屋 内 消 火 栓 設 備	機 器	2 回		
	総 合	1 回		
自 動 火 災 報 知 設 備	機 器	2 回		
	総 合	1 回		
非 常 警 報 設 備	機 器	2 回		
	総 合	1 回		
避 難 器 具	機 器	2 回		
	総 合	1 回		
誘 導 灯 設 備	機 器	2 回		
自 家 発 電 設 備	機 器	2 回		
	総 合	1 回		
	負 荷 運 転	1 回		
蓄 電 池 設 備	機 器	2 回		
	総 合	1 回		
防 火 設 備	機 器	2 回		
	総 合	1 回		

消火器点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
小 型 消 火 器 (除 車 載 式)	2 9 本	2 回	
車 載 式 消 火 器	2 本	2 回	

屋内消火栓点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
加 圧 送 水 装 置	ポ ン プ モ ー タ ー	1 組	2 回	1 回
	エ ン ジ ン	1 台	2 回	1 回
操 作 盤	1 台	2 回	1 回	
屋 内 消 火 栓	8 基	2 回	1 回	
起 動 用 ス イ ッ チ	1 4 基	2 回	1 回	
表 示 灯	8 基	2 回	1 回	

自動火災報知設備点検業務

機 械 名	摘 要	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検
受 信 機 P - 1 級	10 回 線 まで	10 / 10	2 回	1 回
	11 回 線 以 上	1 / 10	2 回	1 回
差 動 式 分 布 型 感 知 器	1 ~ 50 個	—	—	—
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (差 動 式 ・ 補 償 式)	1 ~ 50 個	1	2 回	1 回
	51 ~ 100 個	7 8	2 回	1 回
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (定 温 式)	1 ~ 50 個	8	2 回	1 回
	51 ~ 100 個	—	—	—
煙 感 知 器	1 ~ 50 個	2 1	2 回	1 回

機 械 名	摘 要	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検
発信機 P-1/P-2 級		17	2 回	1 回
地区音響装置		21	2 回	1 回
消火栓起動装置		1	2 回	1 回
専用電源	交流電源	1	2 回	1 回
予備又は非常電源	蓄電池設備	1	2 回	1 回

非常警報設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
アンプ点検	1	2 回	1 回	
スピーカー	79	2 回	1 回	
非常用予備電源	1	2 回	1 回	
リモコンアンプ	1	2 回	1 回	

誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘導灯(小・中)	小16・中2	2 回	
〃(大)	1	2 回	
誘導標識	2	2 回	

避難・防火設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
緩降機(3・4階)	2	2 回	
防火扉(感知器)	2	2 回	
防火扉	1	2 回	

[鴨池緑地公園]

防火対象物	所在地 事業所名	鹿児島市鴨池新町41-1 鹿児島県立鴨池緑地球技場・庭球場	Tel.099-257-3932
消防設備名	年度間点検回数	備	考
消火器具	機器 2 回		

イ 自家用電気工作物

(7) 対象設備

[鴨池公園]

自 家 用 電 気 工 作 物			
受 電 設 備		非常用予備発電装置	
受電設備の容量	3540KVA	発電機定格容量	100KVA
受電電圧	6600V	発電機定格電圧	220V

[鴨池緑地公園]

自 家 用 電 気 工 作 物			
受 電 設 備		非常用予備発電装置	
受電設備の容量	210KVA	—	
受電電圧	6600V		

(i) 業務内容

・ 点検の種類及び実施回数

区 分	内 容	実施回数
月次点検	・ 運転中の施設の点検及び試験	月 1 回
	・ 絶縁常時監視装置を取り付けた場合	隔月 1 回
年次点検	・ 施設の運転を停止して行う点検及び試験	年 1 回
臨時点検	・ 異常発生した場合の原因探究等	随 時
その他	・ 電気工作物の設置、変更の工事期間中の工事監督	週 1 回

・ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は
応急措置を行う。

・ 電気工作物の維持及び運用に係る指導助言

・ 電気工作物の設置工事又は変更工事の電気の保安に係る必要な指導助言

- ・ 法令に定める官庁検査の立会い並びに所轄官庁，電気事業者等への諸手続き，書類の作成等の指導及び施設図面等の整理
 - ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項及び同法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条に係る主任技術者の選任及びこれに伴う関係省庁等への手続きに関する事。
- ※ 次表に掲げる「点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物」の点検，試験について，電気工事業者，電気機器製造業者等に依頼して行う。

点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検又は試験
漏電火災警報器，昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側回路までの外観点検及び絶縁抵抗（実施可能なものに限る）以外の点検及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時，電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び試験

ウ エレベーター

(ア) 対象設備

保守点検の場所	機 種	数 量
鴨池陸上競技場	乗用エレベーター（三菱電機1，日立1）	2基
鴨池野球場	”（日本オーチス1）	1基

(イ) 業務内容

- ・ 機械装置の清掃，点検，注油及び調整
- ・ 異常発生の連絡を受けた場合，速やかに技術員を派遣し必要な処置を行うこと。
- ・ 機械の運転に必要な部品の取替え又は修理
- ・ 技術監督員を派遣し，設備の全般にわたり精密検査を行い，かつ安全装置の機能試験を実施すること。（年1回）
- ・ 保守点検の都度，点検報告書を提出すること。
- ・ 保守点検に必要な機器及び消耗品等は，指定管理者において負担すること。

(ウ) 遠隔監視

項 目	内 容
遠隔監視体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの運行状態を遠隔監視システムにより情報センターにおいて監視する。 ・ 情報センターには24時間，受信専門員が待機し，受信業務を行う。
エレベーターの運行監視及び運行データの収集，活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間運行状態を監視するとともに運行データを収集・記録し，データの分析を基に万全の予防保全を行う。 ・ 次の監視項目の信号を受信した場合は，遠隔監視による運行データを活用し，迅速かつ的確な処理を講じるとともに専門技術者を派遣する。
監視項目	①閉じ込め故障 ②使用不能故障 ③着床不良 ④戸開閉不良 ⑤安全装置動作 ⑥制御系電源異常 ⑦制御用マイクロコンピュータ(CPU)異常 ⑧温度異常
直接通話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の①，②の状態になった場合，エレベーターかご内の乗客が，かご内インターホンにより情報センターの受信専門員と直接通話できるようにすること。 ※ 状況により情報センターの受信専門員から，かご内の乗客に向けて直接通話すること。
状態及びその場合の直接通話内容	①閉じ込め故障の場合 （自動的に直接通話ができること。） ②使用不能故障の場合 （かご内のインターホンからの呼出しにより直接通話ができること。）

(3) 一般メンテナンス業務

ア 電気・照明清掃点検

夜間照明設備の機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回、下記の対象設備の清掃・点検を行うこと。

[鴨池陸上競技場]

(ア) 対象設備

名 称	製造業者	型 式 等
照明器具等	シグニファイジャパン合同会社	夜間照明 6 基 ・LED投光器 主照明 400V BVP428 C LED1980/857 1500W JP S4 BV R2 128台 ・LED投光器 主照明 400V BVP428 C LED1980/857 1500W JP S5 BV R2 100台 ・LED投光器 保安灯 200V BVP428 C LED1980/857 1500W JP S6 BV R2 12台 ・適合電源ユニット EVP400シリーズ LHP 1710W 220-400V E2 RDM(400V用) 228台 ・適合電源ユニット EVP400シリーズ LHP 1710W 200-242V E2 RDM JPN (200V用) 12台
	松下電工株式会社	メインスタンド上部 ・LED投光器 NNYH2476 24台 ・電源ユニット NNYH28105 24台
	岩崎電機株式会社	・電撃殺虫器 (SUS製) DWTS30223 4台
鉄塔照明制御盤 (鉄塔内設置)	丸岩工業株式会社	屋内自立形 寸法 700×2650×300 数量 8 面
メインスタンド照明制御盤 (メインスタンド上部取付)	株式会社国分電機製作所	ステンレス防水型 寸法 2400×600×300 数量 1 面
メンテナンス盤 (鉄塔外部取付)	丸岩工業株式会社	屋外防水壁掛形 寸法 500×600×300 数量 4 面
ナイター照明操作盤 (事務室内設置)	岩崎電機株式会社	屋内自立形 ITACS-LCシステム 寸法 550×1400×250 数量 1 面

(イ) 清掃・点検の内容

区 分	内 容
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灯体, 前面ガラスの清掃 ・ 可動部の注油又はグリス注入 ・ リード線, 安定器, ジョイントボックスの外観点検 ・ 灯具の角度調整の確認 ・ 灯体の発錆, 損傷状況の点検
照明鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄塔内部タラップの外観点検 ・ 各締付部及び溶接部の亀裂等点検 ・ 各接地線, 接地端子, ケーブル, 塔内灯の異常の有無, 腐食状況点検 ・ 出入口扉の注油又はグリス注入 ・ 避雷針の点検整備
鉄塔照明制御盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裏面配線及び導体の接続及び損傷等の点検 ・ 導体支持部 (絶縁物) 及び開閉器等並びにその付属器具の損傷, 発錆状態の点検 ・ 制御ケーブル, マグネットスイッチ等の点検 ・ 各端子及び本体締付け箇所等の点検 ・ 操作盤内部の清掃及び扉の開閉状態の点検 ・ 負荷側の絶縁測定

メインスタンド 照明制御盤，メ ンテナンス盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配線及び導体の接続及び損傷等の点検 ・ 導体支持部（絶縁物）及び開閉器等並びにその付属器具の損傷，発錆状態の点検 ・ 各端子及び本体締付け箇所の点検 ・ 雨水等の水漏れ等点検 ・ 盤本体の損傷，発錆の状態の点検 ・ 盤内部の清掃，扉の開閉及び施錠状態の点検，注油又はグリス注入 ・ 負荷側の絶縁測定
照明主操作盤 (グラパネ含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液晶画面による個別回路の動作試験 ・ パターンSWによるパターンの動作試験 ・ 内部基板の各部電圧測定 ・ 伝送信号の出力電圧測定 ・ 光ケーブルのチェック（折れ，キズ等） ・ グラフィックパネルの点灯試験 ・ システムバックアップ装置のバッテリー交換（2年毎） ・ 各部コネクターの接続確認 ・ 各端子の増締 ・ 清掃

〈参考〉陸上競技場夜間照明設備清掃・点検整備委託項目一覧表

番号	項 目	数 量
1	照明器具（夜間照明6基 LED投光器）	228組
2	照明器具（メインスタンド上部LED投光器）	24組
3	照明器具（夜間照明6基 保安灯）	12組
4	照明器具（殺虫器）	4台
5	照明器具（塔内灯）	40台
6	鉄塔照明制御盤	8面
7	メインスタンド照明制御盤	1面
8	メンテナンス盤	4面
9	照明主操作盤	1面
10	照度測定	清掃後 1回
11	照明点灯試験	1回
12	有料夜間試合の保守作業	随時
13	LED電子ユニット取替作業	随時
14	LEDユニット取替作業	随時
15	避雷針点検整備	4基

[鴨池野球場]

(ア) 対象設備

名 称	製造業者	型 式 等
メタルハライド ランプ照明器具 (主照明)	岩崎電気 株式会社	(器具) H563S (ランプ) MF1000 (安定器) M10B-RP2B 個数 486組
高圧ナトリウム ランプ照明器具 (主照明)	岩崎電気 株式会社	(器具) H563S (ランプ) NH700 (安定器) NH7-CCP2B 個数 204組
ハロゲンランプ 照明器具 (保安灯)	岩崎電気 株式会社	(器具) JDF1001S (ランプ) JD1000 個数 12個
屋外キュービクル	㈱国分電 機製作所	屋外鋼板製キュービクル 寸法 900×2400×2000 数量 6面
塔上分岐分電盤	㈱国分電 機製作所	屋外鋼板製 寸法 (一般・公式用) 1000×600×200 (プロ用) 1000×1000×200 数量 (一般・公式用) 12面 (プロ用) 6面

照明操作盤	(株)国分電機製作所	屋内鋼板製 寸法 (電気室) 2350×800×400 (事務室) 2350×900×400 数量 (電気室) 1面 (事務室) 1面
-------	------------	--

(イ) 清掃・点検内容

区分	内容
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 灯体, 前面ガラス, 管球の清掃 可動部の注油又はグリス注入 リード線, ソケット, 安定器, ジョイントボックスの外観点検 灯具の角度調整の確認 灯体の発錆, 損傷状況の点検
照明鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔本体の傾斜, 屈折, 内部タラップの外観点検 各締付部及び溶接部の亀裂等点検 各接地線, 接地端子, ケーブル, 塔内灯の異常の有無, 腐食状況点検 出入口扉の注油又はグリス注入 避雷針の点検整備
屋外キュービクル	<ul style="list-style-type: none"> 裏面配線及び導体の接地及び損傷等の点検 導体支持物 (絶縁物) 及び計器, 開閉器等並びにその付属器具の損傷, 発錆状態の点検 制御ケーブル, マグネット, スイッチ等の点検 各端子及び本体締付け箇所等の点検 雨水等の水漏れ等点検 キュービクル内の床面からの浸水の痕跡状況の点検 キュービクル内の小動物の侵入の痕跡状況の点検 キュービクル本体及びフェンスの損傷, 発錆の状態の点検 キュービクル内部の清掃 扉の開閉及び施錠状態の点検並びに注油又はグリス注入 負荷側の絶縁測定
塔上分岐分電盤	<ul style="list-style-type: none"> 配線及び導体の接続及び損傷等の点検 導体支持部 (絶縁物) 及び開閉器等並びにその付属器具の損傷, 発錆状態の点検 各端子及び本体締付け箇所等の点検 雨水等の水漏れ等点検 分電盤本体の損傷, 発錆の状態の点検 分電盤内部の清掃, 扉の開閉及び施錠状態の点検, 注油又はグリス注入 負荷側の絶縁測定
照明操作盤	<ul style="list-style-type: none"> 裏面配線及び導体の接続並びに損傷等の点検 導体支持部 (絶縁物) 及び開閉器等並びにその付属器具の損傷, 発錆の状態の点検 制御ケーブル, マグネットスイッチ等の点検 各端子及び本体締付け箇所等の点検 操作盤内部の清掃及び扉の開閉状態の点検

〈参考〉 県立鴨池野球場夜間照明設備清掃点検整備業務委託項目一覧表

番号	項目	数量	備考
1	照明器具 (メタルハライド)	486組	
2	〃 (高圧ナトリウム)	204組	
3	〃 (ハロゲン)	12個	
4	鉄塔 (避雷針含む)	6基	
5	屋外キュービクル	6面	
6	分電盤 (一般用)	6面	
7	〃 (公式用)	6面	
8	〃 (プロ用)	6面	
9	照明操作盤 (電気室)	1面	

10	〃 (事務室)	1 面	
11	絶縁抵抗測定	6 カ所	キュービクル負荷側
12	照度測定	各 1 回	清掃実施後
13	照明点灯試験	1 回	
14	有料夜間興行の保守作業	随 時	

イ 大型映像装置保守点検 (鴨池陸上競技場)

陸上競技場の大型映像装置の機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回下記の対象設備の保守点検を行うこと。

㊦ 対象設備

名称	対象機器	数量	保守点検の内容
電光掲示盤 内設備	① LED表示ユニット	190 台	①点灯確認 ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	② 塔時計	1 台	①動作確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	③ 45分競技時計	1 台	〃
	④ ランニングタイマー	1 台	〃
	⑤ 大型映像受信架	1 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	⑥ 信号端子盤	1 面	①端子増締め ②盤内清掃
	⑦ 分岐盤	1 面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃
	⑧ 分電盤	1 面	〃
	⑨ 受変電設備	1 式	①端子増締め ②接地・絶縁抵抗測定 ③保護継電器動作試験
	⑩ 空調設備	1 式	④各部位点検 ⑤配線確認 ⑥盤内清掃 ①端子増締め ②フィルター清掃 ③動作確認 ④電源電圧・電流測定 ⑤第一種特定製品の定期点検 (3年に1回)
大型映像操 作室内設備	① 大型映像制御装置	2 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業 ④動作確認
	② インカム設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	③ 特殊効果装置	1 台	〃
	④ テロップ装置	1 台	〃
	⑤ 陸上競技用端末	3 台	〃
	⑥ 無停電電源装置	3 台	①電源ケーブル部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑦ スポーツコーダー端末	2 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑧ スローリプレイ装置	1 台	〃
	⑨ ランニングタイマー操作盤	1 台	〃
	⑩ 45分競技時計操作盤	1 台	〃
	⑪ 塔時計制御器	1 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業 ④動作確認
	⑫ モニター装置	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑬ 外部入力装置	1 台	〃
	⑭ BD/XDCAMレコーダー装置	3 台	〃
	⑮ リモートカメラ制御装置	1 台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業 ④動作確認
	⑯ カメラコントロール装置	2 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
記録室内設 備	① ネットワークアクセスユニット	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② インカムメインステーション	1 式	①清掃作業 ②動作確認
	③ 記録室ジャンクションボックス	1 面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃 ④動作確認
	④ 表示制御用端末機	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑤ サーバー用コンピュータ	1 式	〃
	⑥ 陸上競技用端末機	4 式	〃
	⑦ 無停電電源装置	5 台	①電源ケーブル部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑧ 信号端子盤	1 面	①端子増締め ②盤内清掃
	⑨ 記録室用コネクタボックス	2 面	①清掃作業 ②動作確認
	⑩ 固定巡回カメラ映像配信設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
写真判定室 内設備	① 陸上競技用端末機	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② 写真判定室用コネクタボックス	1 面	①清掃作業 ②動作確認
会議室内設 備	① 会議室用コネクタボックス	1 面	①清掃作業 ②動作確認
	② 会議室ジャンクションボックス	1 面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃 ④動作確認
	③ 簡易送出設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	④ 固定巡回カメラ映像配信設備	1 式	〃
事務室内設備	① 館内共聴設備	1 式	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
その他設備	① インカム機器	1 式	①清掃作業 ②動作確認
	② 中継車端子盤	1 面	〃
	③ カメラ接続盤	6 面	〃

	④ 固定回転カメラ	5 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
総合点検		1 式	システムの総合的な動作確認
電光掲示板清掃(洗浄)		1 式	外部表示パネル点検・洗浄作業
音響システム		1 式	①各アンプ・ミキサー動作確認 ②各スピーカー鳴動確認

ウ 電子機器保守点検（鴨池陸上競技場）

陸上競技場で使用する電子機器等の機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

対象機器	内 容
R G B フィニッシュコーダー (ニシNMF1000V)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタート・スタンバイ機能点検 ・ 録画・再生機能点検 ・ カメラヘッド点検 ・ 計時機能点検 ・ 判定機能点検 ・ 露出制御・色調整機能点検 ・ その他の機能点検 ・ タイミングテスト
R G B フィニッシュコーダー P O P (ニシNMF600D)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタート・スタンバイ機能点検 ・ 録画・再生機能点検 ・ カメラヘッド点検 ・ 計時機能点検 ・ 判定機能点検 ・ 露出制御・色調整機能点検 ・ その他の機能点検 ・ タイミングテスト
トリプルシグナルピストル (ニシNMS477B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピストル動作点検 ・ ストロボ動作点検 ・ 信号出力動作点検 ・ 乾電池収納部の状態確認
ピストル信号用ケーブル (ニシNMS476)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルの損傷 ・ コネクターの状態確認 ・ ケーブルの導通確認
光波距離測定装置 (ニシNMS112D)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平調整機構点検 ・ 距離計測機構点検 ・ 電装関係点検 ・ 付属品点検
走幅跳,三段跳距離測定装置K G II (ニシNMS531)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観確認 ・ 計測機構, 動作点検 ・ 付属機器確認
電子式風力速報表示盤 (ニシNMS820)	〃
電子式周回表示盤 (ニシMS850)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示機能点検 ・ ケーブル確認 ・ 付属品, オプション品確認
電子音スタート発信装置 (ニシNMS450B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御装置動作 ・ メインピストル動作 ・ ケーブル(外観・状態) ・ 分岐ボックス ・ オプション・予備品 ・ ワイヤレスメガホン ・ マイク ・ 混合器(動作確認・外観)
フィニッシュタイマー (ニシMS301)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作盤～表示盤 動作試験 ・ 表示盤動作点検 ・ ケーブル点検 ・ オプション品の動作確認 ・ 付属品, オプション品確認

レーンナンバー表示盤 (ニシMS305)	〃
超音波風速計 (ニシNMS200)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観確認 ・ 計測機構, 動作点検 ・ 付属機器確認 ・ 現地設備確認 ・ 計測機構, 検査 ・ 耐久, 稼働テスト
フィールド電光表示盤 (ニシMS800)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体操作パネル点検 ・ 遠隔操作盤～本体点検 ・ オンライン, ケーブル点検 ・ 付属品・その他確認
スタート用拡声器 (ニシNMS281A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワイヤレスメガホン点検 ・ マイク点検
デジタルフィールド制限告機 (ニシNS158C)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示, 計測機能点検 ・ 外観確認 ・ ケーブル, 付属品, オプション品確認
電子式距離促成装置 KG (MS531A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作部機構 ・ 外観・機能 ・ ケーブル(外観・状態) ・ 付属品, オプション品
風力速報表示盤 (MS811・821)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示機能 ・ ケーブル(外観・状態) ・ 付属品, オプション品
電子式周回表示盤 (NMS851)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示機能 ・ ケーブル(外観・状態) ・ 付属品
陸上競技大会 運営システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ クライアントPC ・ タブレットPC ・ レーザープリンター ・ インクジェットプリンター ・ ウイルス感染検査 ・ 運営システムバージョンアップ等

エ スコアボード保守点検 (鴨池野球場)

鴨池野球場スコアボードの機能の低下を防ぎ, 故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために, 年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

名称	対象機器	数量	保守点検の内容
メインスコアボード	① LED表示ユニット	144台	①点検確認 ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	② 塔時計	1台	①動作確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	③ サイレン	1台	①鳴動確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	④ BSOHEFc判定表示灯	1式	①点灯確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
	⑤ ランプリレー制御盤	1面	①端子増締め ②盤内清掃
	⑥ 電源制御盤	1面	①端子増締め ②電源電圧・電流測定 ③盤内清掃 ④動作確認
	⑦ 映像受信架	1台	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	⑧ インターホン(スコアボード保守用)	1台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑨ 空調設備(スコアボード用)	1式	①端子増締め ②フィルター清掃 ③動作確認 ④電源電圧・電流測定
	⑩ 受変電設備	1式	①端子増締め ②接地・絶縁抵抗測定 ③保護継電器動作試験 ④各部位点検 ⑤配線確認 ⑥盤内清掃
サブスコアボード	① LED表示ユニット	8台	①点灯確認 ②コネクタ部接続確認 ③清掃作業
	② 7' BSOHEFc判定表示灯	1台	①点灯確認 ②端子増締め ③コネクタ部接続確認 ④清掃作業
バックネット裏設備	① スピードガン	1台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② 運営用カメラ	1台	①清掃作業 ②動作確認
場外通路設備	① 施設管理用カメラ	3台	①清掃作業 ②動作確認
1, 3塁側ベンチ内設備	① 無線LAN親機(屋外用)	2台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	① スピードガン操作室	1台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	② BSOHEFc関連操作盤	1式	〃
	③ カメラモニタ/カメラ制御機器	1式	〃
放送室内映像設備	④ 塔時計制御盤	1面	①端子増締め ②コネクタ部接続確認 ③盤内清掃 ④動作確認

	⑤ 簡易得点操作器 (タブレット)	2 台	①清掃作業 ②充電確認 ③動作確認
	⑥ 簡易得点インタフェース装置	1 台	①コネクタ部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
	⑦ 屋内無線LAN親機/PoE+スイッチ	1 式	〃
	⑧ 得点スコア入力装置	2 台	〃
	⑨ 静止画・動画再生装置	1 台	〃
	⑩ 簡易コンテンツ表示用PC	1 台	〃
	⑪ ライブスイッチャー	1 台	〃
	⑫ 画像合成装置	1 台	〃
	⑬ 映像確認モニター	4 台	〃
	⑭ メインスコアボード用LEDビジョン制御装置	2 台	〃
	⑮ サブスコアボード用LEDビジョン制御装置	2 台	〃
	⑯ インターホン (スコアボード保守用)	1 台	〃
	⑰ 無停電電源装置	1 台	①電源ケーブル部接続確認 ②清掃作業 ③動作確認
総合点検		1 式	システムの総合的な動作確認
スクリーン清掃 (洗浄)		1 式	
音響システム		1 式	①各アンプ・ミキサー動作確認 ②各スピーカー鳴動確認

オ クライミングウォール保守点検 (鴨池陸上競技場)

鴨池陸上競技場クライミングウォールの機能の低下を防ぎ、利用者に安全に利用させるため、年1回下記の点検項目について保守点検を行うこと。

対象項目	点 検 内 容 等
ホールド部分	ホールドの締め付け及び亀裂の有無、変形・摩耗の確認
	ホールド取付ボルト腐食、ネジ変形の確認
パネル部分	表面裏面のひび割れ、欠け、変形、摩耗の確認
	パネル取付ボルトの緩み、変形の確認
	パネル等清掃
	ホールド受けナット部分腐食の有無
	ホールド受けナットの回転の確認
	ホールド補充
取付金具	取付金具の変形、腐食の確認
	取付金具のボルト・ナットの緩み確認、締め付け
	溶接部外観の確認
そ の 他	支保工の変形、腐食の確認
	ハンガー変形、取付ボルトの緩み確認、締め付け
	トップロープ、ハンガー支点の摩耗の確認
	必要に応じて潤滑油等注油
	クライミングルート設定

カ 音響システム保守点検 (鴨池補助競技場)

鴨池補助競技場で使用する音響システムの機能の低下を防ぎ、故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために、年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

対 象 機 器	内 容
音響システム	<ul style="list-style-type: none"> 各アンプ・ミキサー動作確認 各スピーカー鳴動確認

(4) フィールド・グラウンド・修景施設等整備業務

各業務の実施に当たっては、別紙「運動施設・修景施設管理業務 (年度間実施回数)」の回数を下回らないこと。また、薬剤除草等については平成25年4月26日付け25消安第175号及び環水大土発第1304261号の事項を遵守すること。

〔鴨池陸上競技場〕
ア トラック・フィールド

項 目	内 容
通常整備	<p>第一種公認陸上競技場・WAクラス2認証陸上競技場としての施設を維持するために必要な整備は、適時行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全天候ウレタン舗装部分は、降灰時や汚れがひどい場合、水洗いにより砂及び火山灰を除去する。 全天候ウレタン舗装部分に欠損、膨張等痛んでいる部分がある場合は、同等品で補修を行う。 側溝蓋板表面の損傷が激しい場合は、適宜補修等を行う。 排水溝内部の泥、火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。
砂場整備	<ul style="list-style-type: none"> 砂場は、適宜砂を補充する。
砲丸投げ場整備	<ul style="list-style-type: none"> 砲丸投げ場は、適宜アンツーカーを補充する。 投てき競技の芝管理について適切に管理する。
水濠整備	<ul style="list-style-type: none"> バー等の破損箇所は、適宜補修を行う。
踏切板等取替	<ul style="list-style-type: none"> 踏切板等は、競技に支障がある場合、速やかに取り替える。

イ 芝生地

項 目	内 容
刈り込み	<ul style="list-style-type: none"> 芝生内にある小石、空き缶、障害物は取り除く。 施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しが無いよう均一に刈り込む。 刈り込み高は、フィールド内で1.5cm～3.0cmで状況により判断する。 施設周辺で、機械刈りが不十分な場所は手刈りとする。 刈り取った芝は、レーキ、ホーク等で丁寧に回数多く引っ掻き、枯れ葉、枯茎（サッチ）も除去し速やかに場外処分する。
施肥	<ul style="list-style-type: none"> 所定の肥料を芝生にむらなく均一に散布する。 化成肥料割合 N:P:K=15:15:15と8:8:8とする。 降雨直後等で葉面が濡れている場合は散布しない。
目土散布	<ul style="list-style-type: none"> 目土用砂は種子島産山砂又はこれと同質以上のものとする。 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、ふるい分けしたものとする。 主に凹地に散布し、不陸をとりながらトンボ等で整地する。 フィールド内については、平均0.5cmを目安に均一に散布する。
耳切り	<ul style="list-style-type: none"> ほふく茎が侵入しないようにするため、鋏等で切り込み、スコップ等でせん除する。 切り取った芝は速やかに場外処分する。
補植	<ul style="list-style-type: none"> 補植箇所は、深さ15cm程度まで床土を交換したうえ沈下防止のため、よく転圧する。 張り芝に当たっては、周辺と同じ高さになるように目土で調整し、張り芝後目土を良く散布し冠水する。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> 清掃日は、原則として各種大会等の翌日とし、午前中までに作業を終える。
薬剤除草及び殺虫剤散布	<ul style="list-style-type: none"> 実施に当たり、対象となる雑草の種類、育成段階（発芽期、盛期）にあたり除草剤に対する性質や使用する除草剤の使用法、実施日及び来園者への周知徹底方法について留意すること。 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。 希釈液は指定の濃度となるよう正確に混合し、指定量をむらなく均一に散布する。 芝生内の来園者等に薬剤が掛からないように注意する。（除草） 除草剤を散布し、枯死しなかった雑草でチガヤ、コブシを中心に除草器具を用いて根から抜き取る。 抜き取った雑草は速やかに場外処分する。

〔鴨池野球場及び屋内・屋外ピッチング練習場〕
ア 内野

項 目	内 容
通常整備	<p>クレイ表面に損傷をきたし、使用頻度の激しい箇所ほど破壊が大きくなる。このための整備方法は以下のとおりとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ チリ，小石などをあらかじめ取り除く。 ・ 乾燥している場合は表面が湿気を帯びるよう散水を行う。 ・ 損傷の激しい部分については，レーキ等により軽く表土を掻き起こし均し板で表面を転圧しながら平坦化する。 ・ トラックに木枠を取り付け表面の砂を均等に分散させる。 ・ 塁間，ホームベース周辺，ファール部分などにラインを引く。
苦汁散布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備方法は通常の実備のとおりとする。 ・ 苦汁の材料は塩化マグネシウムとし，所定の量を均一に散布する。（苦汁は空中の水分を吸収し潮解して表土の湿度を保ち，乾燥を防止する） ・ 内野部分の芝生に散布しないよう留意する。
混和土	<p>(黒土)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 混和土に使用する黒土は鹿屋産又はこれと同質以上のもので，植物に適した良質土であり，雑草，ゴミ，小石などの夾雑物を含まないものでふるいにかけたものとする。 なお，良質土とは，一般的に粘土分が少なく色は黒色から褐色までとする。 <p>(砂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂は，強硬，耐久性，清浄で，ゴミ，泥等を含まないもの。有機不純物は，J I S A 1 1 0 5に合格するもので，荒目砂とし，ふるいにかけたものとする。 ・ 混和土の混合比 黒土及び砂の1 m³当たりの混合比は，概ね黒土：砂＝6：4とする。
混和土補充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主としてピッチャーマウンド，ホームベース，各塁間周辺における凹地などに混和土を補充する。 ・ 補充に当たっての実備方法は，内野の通常整備に準じて行う。
転圧	<p>表面がスパイク等で掻き起こされたり，降雨等により硬度が不足した表層を締め固め，コンディションを回復させるため次のような手順により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本作業は，通常整備，苦汁散布及び混和土補充と合成作業で行う。 ・ 使用機械は0.3t～1.0tの締め固めローラーとする。 ・ 転圧回数は，乾燥している場合を除き塁間で3回程度，その他の場所では2回程度それぞれ機械転圧する。 ・ 降雨直後など，含水比の高い時期に転圧を行うと表層土がずれたり，ひび割れの原因となるので行わない。
プレートベースの取り替え	取り替え時期については，競技に支障がないよう適宜取り替える。
ポイントセット	ホームベース，各塁間及びファールライン等について検測を行う。

イ 外周路

項目	内容
通常整備	内野の通常整備と同様とする。なお，機械使用に当たっては，芝生及び擁壁等の施設を損傷しないようにする。
アンツーカー補充	内野の混和土補充と同様とする。主として降雨により凹地となった部分にアンツーカーを補充する。
苦汁散布	内野の苦汁散布と同様とする。
転圧	内野の機械転圧と同様とする。なお，転圧回数は1回程度とする。

ウ 屋内・屋外ピッチング練習場

項目	内容
通常整備	鴨池野球場の通常整備に準じて行う。
苦汁散布	
混和土補充	

エ 内野改修

土壌構造が破壊されて土粒子の密度が小さくなり、粘着性が失われ、表層の粘結度や硬度が低下するため、以下の手順により改修を行う。

なお、あらかじめプロクターニードル貫入試験により抵抗値を調査しておく。

項目	内 容
火山灰等の処分	・ 表層に堆積している火山灰等を約 2 cm 程度すきとり場外処分する。
掘り起こし	・ 表土を約 10 cm 程度掘り起こし砕土する。なお、深耕すると、中層を損傷する恐れがあるので注意する。
敷き均し及び混合	・ 測量により、仕上げ予定の高さ、勾配を決定する。高さ、勾配は原則として野球ルールのとおりとする。 ・ 混和土を運搬し、2.8 cm/m ² を敷き均し、既表土になじませるよう耕運機にて混合、切り返しを行う。
転圧及び不陸調整	・ 3 tブルドーザー等により全体の不陸調整を行う。 ・ 締め堅めはガイドローラー（1 t 程度）で行い、縦横交互に幅をダブらせて数回行う。 なお、細部の不陸は人力で十分に行い平坦性を高める。 ・ 苦汁及び化粧砂を散布し、仕上げ転圧ブラシ掛けを行う。 なお、化粧砂は細目砂とし、強硬、耐久力、清浄でゴミを含まないもので、有機不純物は J I S A 1 1 0 5 の規定に合格するものとする。
貫入試験	・ 施行後 10 日間以上経過してから 2～3ヶ所プロクターニードル貫入試験により抵抗値を測定する。 ・ 抵抗値は 30 Ib～60 Ib 以内とする。 ・ 試験条件は以下のとおり。 ① 貫入面積 径 6.4 mm ② 貫入速度 2.54 mm/sec ③ 貫入量 25.4 mm

オ 外野及びスタンド芝生

鴨池陸上競技場の芝生地の整備に準じて行う。

〔鴨池補助競技場〕

ア トラック・フィールド

項目	内 容
通常整備	第三種公認陸上競技場としての施設を維持するために必要な整備は、適時行うこと。 ・ 全天候ウレタン舗装部分は、降灰時や汚れがひどい場合、水洗いにより砂及び火山灰を除去する。 ・ 全天候ウレタン舗装部分に欠損、膨張等痛んでいる部分がある場合は、同等品で補修を行う。 ・ 側溝蓋板表面の損傷が激しい場合は、適宜補修等を行う。 ・ 排水溝内部の泥、火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。
砂場整備	・ 砂場は、適宜砂を補充する。
砲丸投げ場整備	・ 砲丸投げ場は、適宜アンツーカーを補充する。
槍、円盤投げ整備	・ 投てき競技後の芝管理について適切に管理する。
踏切板等取替	・ 踏切板等は、競技に支障がある場合、速やかに取り替える。

イ 芝生地

鴨池陸上競技場の芝生地管理に準じて行う。

〔鴨池庭球場〕

項目	内 容
通常整備	・ チリ、小石等はあらかじめ取り除く。 ・ 全天候ウレタン舗装部分は、降灰時や汚れがひどい場合、水洗いにより砂及び火山灰を除去する。 ・ 全天候ウレタン舗装部分の欠損、膨張等痛んでいる部分がある場合は、同等品で補修を行う。 ・ 排水溝付近の泥・コート火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。
補修	・ ラインが消耗している箇所を補修する。

スタンド芝生	<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技場の芝生地の管理に準じて行う。 刈り込み高 1.5 cm
--------	---

〔鴨池緑地球技場〕

項 目	内 容
通常整備	<ul style="list-style-type: none"> 排水溝付近及びグラウンドのゴミ等は速やかに場外処分する。 降灰時は、火山灰を除去する。 特に傷んでいる箇所は部分的に補修を行う。
人工芝整備 (清掃含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 人工芝用スーパーにより、6ヶ月に1回、清掃（芝切れカス除去等）とブラッシングを行う。 人工芝用バーチクルームにより、年に1回、充填材のほぐしを行う。 ノンサンド人工芝（充填材流出止め用）に堆積した充填材を2ヶ月に1度、スーパー等により回収等する。 充填材の補充を年に1回行う。
スタンド芝生	<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技場の芝生地の管理に準じて行う。 刈り込み高 1.5 cm

〔鴨池緑地庭球場〕

項 目	内 容
通常整備	<ul style="list-style-type: none"> チリ、小石等はあらかじめ取り除く。 コート内を水洗いする。 排水溝付近の泥、火山灰、ゴミ等は速やかに場外処分する。
補 修	<ul style="list-style-type: none"> テニスコートの舗装面のうち特にヒビ割れ等痛みの著しい部分の補修を行う。 サンドペーパー等により補修箇所を研磨する。所定の塗料を塗布する。
スタンド芝生	<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技場の芝生地の管理に準じて行う。 刈り込み高 1.5 cm

〔その他〕

ア タイヤローラー、フォークリフト等県からの貸与機械については、別途使用日誌に記入することとし、整備点検及び燃料等の補給は使用者の責任で行う。

イ 陸上競技場及び補助競技場のフィールド芝管理は冬芝のオーバーシーディング方式を採用しているため、年間管理を計画的に実施すること。

特に春季トランジション、秋季の播種管理は万全を期すこと。

9 事業報告書等

(1) 指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に、又は県教育委員会が必要と認めるときに、以下の内容の事業報告書を提出すること。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 運動施設の利用状況
- ウ 利用料金の収入実績
- エ 管理業務の経理状況（収支決算）
- オ その他県教育委員会が別に指示する事項

(2) 県教育委員会は、定期又は臨時に管理業務に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

10 管理員の服装等

管理員の服装・言動・態度は、利用者にいささかの不快の念も与えないようにしなければならない。

11 名簿等の提出

管理業務従事者については、県教育委員会に名簿を提出することとし、従事者に変更があった場合も、同様とする。

12 公園施設の利用及び管理用具

指定管理者は公園施設内の施設設備・備品を無償で利用できるものとする。ただし、公園施設の維持管理の目的以外に利用してはならない。

なお、県教育委員会が備え付けた備品等の更新は、県教育委員会負担で行うものとし、それ以外の業務の用に供する備品等の購入については、指定管理者の負担とする。

13 管理業務費に係る書類

管理業務費については，他の経費と区分して経理し，関係書類を各事業年度終了後5年間は保存すること。

14 その他

- (1) 管理業務の遂行に当たっては，この仕様書によるほか，公園条例，鴨池条例，公園規則，鴨池規則その他関係法令によるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか，指定管理者は県教育委員会の担当者の指示に従わなければならない。
- (3) 必要に応じて感染症対策を講ずること。

(別紙)

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

その1

区分	項目		年度間 実施回数	区分	項目		年度間 実施回数			
陸上競技場	走路等管理	砲丸投げ場	通常整備	12	走路等管理	砲丸投げ場	通常整備	12		
			苦汁散布	3			苦汁散布	3		
			アンツーカ補充	5			アンツーカ補充	5		
		跳躍場	通常整備	27		跳躍場	通常整備	27		
			踏切板取替	1			踏切板取替	1		
		走路水洗い		2		走路水洗い		2		
	槍, 円盤投げ場		12	槍, 円盤投げ場		12				
	フィールド芝管理	フイールド	芝生補植	1	フイールド	芝生補植	1			
			施肥	11		施肥	11			
			集草運搬	2		集草運搬	2			
			目土散布	2		目土散布	2			
			芝生切込	3		芝生切込	3			
			散水	※ 33		散水	※ 33			
			殺虫剤散布	※ 6		殺虫剤散布	※ 6			
			除草	1		除草	1			
			芝生刈込	54		芝生刈込	54			
			転圧	4		転圧	4			
			エアレーション	2		エアレーション	2			
			殺菌剤散布	4		殺菌剤散布	4			
			液肥	4		液肥	4			
			バーチカルカット	1		バーチカルカット	1			
			オバシイング	オバシイング		芝生刈込	1	オバシイング	芝生刈込	1
						バーチカルカット	1		バーチカルカット	1
						播種	1		播種	1
						擦り込み	1		擦り込み	1
	追肥	1			追肥	1				
	ドロップシーダー	1			ドロップシーダー	1				
目土散布	1	目土散布			1					
転圧	1	転圧			1					
施肥	1	施肥			1					
散水	1	散水			1					
スタンド芝管理	スタンド芝管理	芝生刈込	6	スタンド芝管理	アウトフィールドの芝管理については、鴨池陸上競技場のスタンド芝管理に準じて行う。					
		施肥	2							
		目土散布	1							
		芝生切込	1							
		除草	2							
		清掃	12							
		除草剤散布	3							
殺虫剤散布	1									
コート	コート	通常整備	24	コート	通常整備	24				
		清掃	12		清掃	12				
		補修	随時		補修	随時				

※散水及び殺虫剤散布（※部分）については、天候状況や害虫発生状況により随時行う。

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

その2

区分		項目	年度間 実施回数	区分	項目	年度間 実施回数		
野	内野整備	通常整備	195	緑 地 球 技 術 場 ・ 庭 球 場	通常整備	48		
		苦汁散布	8		ブラッシング（芝立て等）	2		
		混和土補充	20		充填材ほぐし	1		
		転圧	20		流出充填材の回収等	6		
		ピッチャプレート・ベース取替	4		充填材の補充	1		
		ポイントセット	2		ポイントセット(ソフトボール)	1		
		内野改修	1		庭球場 改修	1		
	外周路管理	通常整備	175		庭球場 通常整備	24		
		アンツーカー補充	6		舗装補修	1		
		苦汁散布	3		ライン引き	1		
		転圧	15		芝生刈込	4		
	球 場	外野芝生管理	芝生刈込		19	スタ ン ド 芝	施肥	2
			施肥		9		目土散布	1
			目土散布		1		芝生切込	1
			芝生切込	4	除草		4	
			清掃	12	清掃		12	
			散水	※ 8	散水		※ 2	
			除草剤散布	3				
			殺虫剤散布	※ 5				
			殺菌剤散布	3				
芝生補植			1					
集草運搬			2					
スタ ン ド 芝 管 理			芝生刈込	4				
			施肥	2				
	目土散布	1						
	芝生切込	1						
	除草	1						
	清掃	12						
	除草剤散布	3						
	屋外 P 場 管 理	通常整備	15					
苦汁散布		3						
混和土補充		6						
転圧		6						
ピッチャプレート・ベース取替		1						
屋外 B 管 理	通常整備	20						
	苦汁散布	3						
	混和土補充	16						
	転圧	16						
ブル ペ ン	通常整備	20						
	苦汁散布	3						
	混和土補充	5						
	転圧	5						

※散水及び殺虫剤散布（※部分）については、天候状況や害虫発生状況により随時行う。

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

その3

区分	種別	数量	単位	年度間実施回数	区分	種別	数量	単位	年度間実施回数		
鴨池公園	芝生管理	目土散布	3,800	m ²	1	鴨池緑地公園	芝生管理	目土散布	7,200	m ²	1
		芝刈	13,970	m ²	6			芝刈	24,000	m ²	6
		施肥	13,970	m ²	2			施肥	24,000	m ²	2
		除草	13,970	m ²	3			除草	24,000	m ²	3
		芝生縁切	3,000	m ²	1			芝生縁切	3,940	m ²	1
	樹木施肥	ヤシ類	68	本	1		樹木施肥	ヤシ類	23	本	1
		和・高木	557	本	1			和・高木	210	本	1
		和・中木	343	本	1			和・中木	4,800	本	1
		和・下木	16,177	本	1			和・下木	13,420	本	1
		ソテツ	39	本	1						
	樹木剪定	ヤシ類	68	本	1		樹木剪定	ヤシ類	23	本	1
		ヤシ枯葉	410	本	1			ヤシ枯葉	168	本	1
		和・高木	557	本	1			和・高木	210	本	1
		和・中木	343	本	1			和・中木	4,800	本	1
		和・下木	16,177	本	2			和・下木	13,420	本	2
		生垣	59	m	1			生垣	100	m	1
		ソテツ	39	本	1			キョウチクトウ	120	本	1
	樹木薬剤散布	和・高木	557	本	2		樹木薬剤散布	和・高木	210	本	2
		和・中木	343	本	2			和・中木	4,800	本	2
		和・下木	16,177	本	2			和・下木	13,420	本	2
和・下木		8,088	本	1	和・下木	7,000		本	1		
除草	植込等	16,308	m ²	適宜	除草	植込	4,800	m ²	適宜		
定植	花壇	21.4	m ²	適宜							
清掃	灰皿清掃	8	個	毎日	清掃	灰皿清掃	8	個	毎日		
	巡視	313	回	313		巡視	313	回	313		
	塵処理	—	—	18		塵処理	—	—	18		
	降灰清掃	—	—	4		降灰清掃	—	—	4		

※ ヤシオオオサゾウムシ等の害虫駆除を含む。

管理業務仕様書Ⅲ

鹿児島県総合体育センター体育館

鹿児島県総合体育センター武道館

鹿児島県教育庁保健体育課

目 次

項 目	頁
1 管理業務の対象となる運動施設の名称及び所在地	1
2 業務の名称	1
3 履行期間	1
4 休館日及び利用時間	1
5 利用料金	1
6 管理業務の内容	1
7 維持管理業務の基準	2
8 事業報告書等	9
9 管理員の服装等	9
10 名簿等の提出	9
11 運動施設の利用及び管理用具	9
12 管理業務費に係る書類	9
13 その他	9
(別紙) 運動施設・修景施設管理業務 (年度間実施回数)	10

この仕様書は、鹿児島県総合体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和 49 年鹿児島県条例第 20 号。以下「センター条例」という。）に定める運動施設（以下「運動施設」という。）の管理業務に関するものであり、以下の事項に従い誠実に業務を行うこと。

1 管理業務の対象となる運動施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島県総合体育センター体育館	鹿児島市下荒田四丁目 48 番 1 号
鹿児島県総合体育センター武道館	鹿児島市与次郎一丁目 4 番 20 号

2 業務の名称

鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館管理業務

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 休館日及び利用時間

センター条例第 7 条及び第 8 条に定めるとおりであるが、サービス向上の観点から、条例上の休館日（火曜日）を開館するなど可能な限り休館日を設けず、利用時間を拡大した運営を行うこと。

5 利用料金

センター条例第 11 条の規定によるものとする。

6 管理業務の内容

運動施設の管理業務に支障がないように管理員を適切に配置し、以下の業務を行うこと。
なお、管理員のうち少なくとも 1 人は管理責任者を配置し、組織体制の保持、職員の育成及び管理に必要な研修を実施すること。

(1) 運 営

- ・ 利用者等に対する接遇
- ・ 受付、予約及び指導（予約取消し及び無断取消しへの対応などを含む。）
- ・ 利用者との打合せ
- ・ 利用許可申請書等の受理及び利用許可書等の発行・管理
- ・ 利用料金（運動施設の施設又は附属施設若しくは器具（以下「施設等」という。）の利用に係る料金をいう。以下同じ。）の徴収、減額又は免除、返還等
- ・ 施設等の利用調整
- ・ 施設等の開錠、施錠及び各種鍵の保管、收受
- ・ 利用券の管理、集計及び施設等の利用の統計処理
- ・ 文書の受領、処理及び業務日誌、行事予定表の作成
- ・ 施設等の利用に係る年間行事の総合調整及び施設等の利用予定者への周知
- ・ 運動施設に関する要望及び苦情の処理
- ・ 各種大会、行事等の確認及び運動施設の利用促進活動
- ・ 事故、台風災害及び危険行為への対応・処置
- ・ 各種メーターの確認（電気・ガス・水道）
- ・ 駐車場の管理及び国旗、県旗等の掲揚・降納
- ・ 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との連絡調整
- ・ その他県教育委員会が必要と認めること

(2) 管理業務の内容や範囲の変更

不測の事態により管理業務の内容や範囲が変更される場合は県と協議することとする。

(3) 維持・管理

施設等は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、常に整備、点検を行い、必要な部品等の交換及び補充並びに補修を実施すること。

ア 共通項目

- 運動施設内外の巡視・点検・清掃
毎日1回は巡視・点検・清掃を行うとともに、必要に応じて鳩糞の除去や側溝の泥上げ、樹木のせん定等を行う。なお、巡視については、機械警備での対応も可能とする。
- 施設、設備、備品等の軽微な営繕補修等
施設、設備、備品等の軽微な営繕補修を行う。
なお、軽微な営繕補修とは、1件30万円未満の補修等で、破損又は故障した施設、設備、備品等を原状に復旧する行為を言う。
- 備品の点検・管理及び貸出・返却
なお、備品とは形状及び性質を変えずに1年以上の使用又は保管に耐える物品であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円以上のものをいう。
- 消耗品の補充・更新及び管理、貸出・返却
なお、消耗品とは、短期間の使用によって消耗され、又はその効力を失う物品（トイレットペーパー、事務用品等）並びに形状及び性質を変えずに1年以上の使用又は保管に耐え得る物品（折りたたみ机、柔道畳、タンマ台等）であって、一品の購入価格又は評価価格が5万円未満のものをいう。
- 会場設営等
競技会、各種大会等の主催者と事前に協議し、会場設営等を行う。
- 消防設備、自家用電気工作物、エレベーター、自動ドア及び貯水槽等の法定点検
- 電気、照明及び空調、電話等設備の操作・メンテナンス

イ 個別項目

〔体育館〕

項目	内容
通常整備	施設設備が古いため雨漏り、壁面破損等、また、危険箇所がないか、常時確認し、適時補修を行う。 体操競技をはじめとする各種競技の備品は、安全点検等を常時行い、必要ならば補修を行う。
フロア	フロア面は1年に1回はウレタン樹脂塗装並びにライン修復のリフォームを行う。
研修棟	二階の宿泊室の畳は、破損・よごれが著しく激しい場合は、畳表替え等補修を行う。

〔武道館〕

項目	内容
通常整備	施設設備が古いため雨漏り、壁面破損等、また、危険箇所がないか、常時確認し、適時補修を行う。
フロア	剣道場及び弓道場のフロア面は2年に1回はウレタン樹脂塗装を行う。
柔道場	畳は、破損・よごれが著しく激しい場合は、補修を行う。
弓道場	近的・遠的の芝生値の芝刈り、目土入れ、散水、サッチ拾い、生育病害虫対策のための必要な措置(肥料・薬剤散布等)は随時行う。

7 維持管理業務の基準

(1) 施設等清掃業務

利用者が気持ちよく施設等を利用できるよう、また施設等を常に清潔に維持し運用の万全を期するために、以下により清掃を行うこと。

ア 清掃方法

区分	内容
じゅうたん床面	<ul style="list-style-type: none"> 真空掃除機でじんかい吸い取り 汚染箇所はクリーナー液で拭き上げ
タイル張り床面	<ul style="list-style-type: none"> 中性洗剤で拭き上げ ワックス塗布（年3回） 電気ポリッシャーで研磨（年3回） 特に汚れのひどい場合洗浄
天井・壁・ドアなど（年1回）	<ul style="list-style-type: none"> 鳥毛払いでホコリ払い クリーナー液で拭き上げ 汚染箇所は洗剤液で拭き上げ
窓ガラス	<ul style="list-style-type: none"> 洗剤液又は水で拭き上げ 乾拭き仕上げ

イ 各所清掃内訳

清 掃 箇 所	清 掃 方 法
玄関出入口及び ホール	<ul style="list-style-type: none"> 拭き掃除 扉の水洗い及び乾拭き 床の水撒き
手洗い及び便所	<ul style="list-style-type: none"> 床面の水洗い 鏡及び出入口は乾拭き 大小便器の薬品洗い（汚れがひどい場合） 紙屑入及び汚物入の内容物の回収、処理及び消毒 金属部の乾拭き磨き 手洗器の洗剤洗い 年1回以上の尿石除去実施
各室、各階廊下 及び階段	<ul style="list-style-type: none"> 掃き掃除 化学モップ等による拭き掃除 特に汚れのひどい箇所は洗剤による洗浄 窓枠等の乾拭き
湯 沸 室	<ul style="list-style-type: none"> 床面の掃き掃除 流しの洗剤による洗浄及び茶がら等処理

ウ 個別清掃内訳（実施回数）

[武道館（2,177.98 m²）]

清 掃 個 所	面 積(m ²)	清掃回数	備 考
1階玄関出入口及びホール	63.03	1日1回	
事務室	15.48	1週1回	
トレーニング室	197.26	1日1回	
シャワー・男子更衣室	50.46	〃	
シャワー・女子更衣室	14.75	〃	
男子・女子便所	18.90	〃	
医務室	19.64	1週1回	
小 計	379.52		
2階事務室	135.00	1週1回	ごみ処理毎日
会議室	135.00	〃	
湯沸室	18.00	1日1回	
便 所	25.20	〃	
柔道場	491.43	1週1回	
師範室	10.36	〃	
選手控室（B）	10.08	〃	
小 計	825.07		
3階剣道場	491.43	1週1回	
師範室	10.36	〃	
選手控室（A・B）	28.22	〃	
便所	25.20	1日1回	
小 計	555.21		
各廊下及び階段	418.18	1日1回	
小 計	418.18		

[弓道場（361.82 m²）]

清 掃 個 所	面 積(m ²)	清掃回数	備 考
内玄関及び玄関	12.00	1週1回	
役員控室・巻藁道場	296.36	〃	
射場・審査室・湯沸室			
男子更衣室	31.28	1日1回	
女子更衣室	12.25	〃	
便 所	9.93	〃	

[体育館 (841.83 m²)]

清 掃 個 所	面 積 (m ²)	清 掃 回 数	備 考
本館事務室	24.00	1 週 1 回	
貴賓室	48.00	1 月 1 回	
医務室	40.00	1 週 1 回	
男子更衣・シャワー室	110.00	1 日 1 回	
女子更衣・シャワー室	110.00	〃	
便 所 (6 箇所)	282.42	〃	本館 2 F 便所は 1 月 1 回 (102.0 m ²)
補助体育館便所	12.50	〃	
研修室会議室 1・2	112.60	1 週 1 回	
研修室宿泊室 1・2	77.04	〃	
研修室便所 (2 箇所)	12.57	1 日 1 回	
研修室洗面所	12.70	〃	

(2) 法定保守点検業務

ア 消防設備

[武道館]

防 火 対 象 物	所 在 地	鹿 児 島 市 与 次 郎 一 丁 目 4 番 2 0 号 鹿 児 島 県 総 合 体 育 セ ン タ ー 武 道 館 TEL099-255-0146
消 防 設 備 名	年 度 間 点 検 回 数	備 考
消火器具	機 器 2 回	
屋 内 消 火 栓 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回	
自 動 火 災 報 知 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回	
非 常 警 報 設 備	機 器 2 回 総 合 1 回	
誘 導 灯 設 備	機 器 2 回	

消火器点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
小型消火器 (除車載式)	23本	2 回	

屋内消火栓点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考	
加 圧 送 水 装 置	ポンプモーター	1 組	2 回	1 回	
	エ ン ジ ン	一 台	一 回	一 回	
操 作 盤	1 台	2 回	1 回		
屋 内 消 火 栓	6 基	2 回	1 回		
起 動 用 ス イ ッ チ	6 基	2 回	1 回		
表 示 灯	6 基	2 回	1 回		

自動火災報知設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	
機 械 名	摘 要			
受 信 機 P-1 級	10 回線まで	9/10	2 回	1 回
	11 回線以上	—	— 回	— 回
差 動 式 分 布 型 感 知 器	1~50 個	4	2 回	1 回
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (差 動 式・補 償 式)	1~50 個	50	2 回	1 回
	51~100 個	10	2 回	1 回
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (定 温 式)	1~50 個	5	2 回	1 回
煙 感 知 器		5	2 回	1 回
発 信 器 P-1/P-2 級		6	2 回	1 回
地 区 音 響 装 置		6	2 回	1 回
消 火 栓 起 動 装 置		1	2 回	1 回
専 用 電 源	交 流 電 源	1	2 回	1 回
予 備 又 は 非 常 電 源	蓄 電 池 設 備	1	2 回	1 回

非常警報設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
ア ン プ 点 検	1	2 回	1 回	120W
ス ピ ー カ ー	25	2 回	1 回	
非 常 用 予 備 電 源	1	2 回	1 回	

誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘 導 灯 (小・中)	18	2 回	

[体育館]

防 火 対 象 物	所 在 地	鹿 児 島 市 下 荒 田 四 丁 目 4 7 番 1 号	
	事 業 所 名	鹿 児 島 県 総 合 体 育 セ ン タ ー 体 育 館 TEL099-254-5155	
消 防 設 備 名		年 度 間 点 検 回 数	備 考
消 火 器 具		機 器 2 回	
屋 内 消 火 栓 設 備		機 器 2 回 総 合 1 回	
自 動 火 災 報 知 設 備		機 器 2 回 総 合 1 回	
非 常 警 報 設 備		機 器 2 回 総 合 1 回	
誘 導 灯 設 備		機 器 2 回	

消火器点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
小 型 消 火 器 (除 車 載 式)	32 本	2 回	

屋内消火栓点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
加 圧 送 水 装 置	ポ ン プ モ ー タ ー 1 組 エ ン ジ ン 1 台	2 回 2 回	1 回 1 回	
操 作 盤	1 台	2 回	1 回	
屋 内 消 火 栓	10 基	2 回	1 回	
起 動 用 ス イ ッ チ	10 基	2 回	1 回	
表 示 灯	10 基	2 回	1 回	

自動火災報知設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検
機 械 名	摘 要		
受 信 機 P-1 級	10 回線まで	10/10	2 回 1 回
	11 回線以上	14/15	2 回 1 回
ス ポ ッ ト 式 感 知 器 (差 動 式・補 償 式)	1~50 個	50	2 回 1 回
	51~100 個	24	2 回 1 回
	〃 (定 温 式)	5	2 回 1 回
煙 感 知 器	1~50 個	50	2 回 1 回
	51~100 個	11	2 回 1 回
	光 電 分 離 型 個	4	2 回 1 回
発 信 機 P-1/P-2 級		14	2 回 1 回
地 区 音 響 装 置		16	2 回 1 回
消 火 栓 起 動 装 置		1	2 回 1 回
専 用 電 源	交 流 電 源	1	2 回 1 回
予 備 又 は 非 常 電 源	蓄 電 池 設 備	1	2 回 1 回

非常警報設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	総 合 点 検	備 考
ア ン プ 点 検	1	2 回	1 回	120W
ス ピ ー カ ー	2 1	2 回	1 回	
非 常 用 予 備 電 源	1	2 回	1 回	

誘導灯・誘導標識設備点検業務

種 別	数 量	機 器 点 検	備 考
誘 導 灯 (小・中)	6 1	2 回	
〃 (大)	1 4	2 回	
誘 導 標 識	1 7	2 回	

イ 自家用電気工作物

(ア) 対象設備

[武道館]

自 家 用 電 気 工 作 物	
受 電 設 備	非 常 用 予 備 発 電 装 置
受電設備の容量	1 9 5 K V A
受電電圧	6 6 0 0 V

[体育館]

自 家 用 電 気 工 作 物	
受 電 設 備	非 常 用 予 備 発 電 装 置
受電設備の容量	9 0 0 K V A
受電電圧	6 6 0 0 V

(イ) 業務内容

- 点検の種類及び実施回数

区 分	内 容	実施回数
月次点検	・ 運転中の施設の点検及び試験	月 1 回
	・ 絶縁常時監視装置を取り付けた場合	隔月 1 回
年次点検	・ 施設の運転を停止して行う点検及び試験	年 1 回
臨時点検	・ 異常発生した場合の原因探究等	随 時
そ の 他	・ 電気工作物の設置，変更の工事期間中の工事監督	週 1 回

- ・ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し，又は発生するおそれがある場合は応急措置を行う。
- ・ 電気工作物の維持及び運用に係る指導助言
- ・ 電気工作物の設置工事又は変更工事の電気の保安に係る必要な指導助言
- ・ 法令に定める官庁検査の立会い並びに所轄官庁，電気事業者等への諸手続，書類の作成等の指導及び施設図面等の整理
- ・ 電気事業法第 43 条第 1 項及び同法施行規則第 52 条に係る主任技術者の選任及びこれに伴う関係省庁等への手続に関する事。

※ 次表に掲げる「点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物」の点検，試験について，電気工事業者，電気機器製造業者等に依頼して行う。

点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電 気 工 作 物 の 種 類	実 施 し な い 点 検 又 は 試 験
漏電火災警報器，昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の 1 次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗（実施可能なものに限り）以外の点検及び試験

移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時，電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験
密閉防爆型機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び試験

ウ エレベーター

(ア) 対象設備

保守点検の場所	機 種	数 量
体 育 館	乗用エレベーター	1 基

(イ) 業務内容

管理業務仕様書Ⅱのエレベーター点検業務に準じて行う。

(ロ) 遠隔監視

管理業務仕様書Ⅱの監視内容に準じて行う。

(3) 一般メンテナンス業務

ア 電気・照明清掃点検

夜間照明設備の機能の低下を防ぎ，故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために，年1回，対象機器の清掃・点検を行うこと。

イ 体育館空調設備保守点検

体育館空調設備の機能の低下を防ぎ，故障を未然に防止して施設の運用の万全を期するために，年1回下記の対象機器の保守点検を行うこと。

対 象 機 器	内 容
冷温水発生機	冷房切替点検整備試験運転調整 ・ 本体整備付属バルブ切替 ・ 冷却水系水張り ・ 保安装置点検確認 ① 各サーモスタット関係確認 ② 各圧スイッチ関係確認 ③ 各レベルスイッチ確認 ④ 補機保安装置確認 ・ 電気設備 ① 電気回路動力絶縁測定 ② 各設定確認 ③ 模擬動作確認 ・ バーナー関係確認 ① 火炎検出器清掃 ② 点火装置点検清掃 ③ ガス配管ストレーナ（分解清掃） ④ 配管部漏洩試験 ⑤ 各遮断弁の内洩れ試験
溶液分析	・ 溶液サンプリング ・ 溶液濃度調整
巡回点検	（冷房時期2回，暖房時期2回） ・ 日常運転状況確認 ・ 抽気 ・ 溶液サンプル簡易分析試験
暖房切替点検整備試験運転調整	〈暖房切替点検整備〉 ・ 本体整備付属バルブ切替 ・ 冷却水系水ブロー ・ 保安装置点検確認 ① 各サーモスタット関係確認 ② 各圧力スイッチ関係確認 ③ 各レベルスイッチ確認 ④ 補機保安装置確認 〈電気設備〉

対 象 機 器	内 容
暖房切替点検整備試験運転調整	<ul style="list-style-type: none"> 電気回路動力絶縁測定 各設定確認 模擬動作確認 〈バーナー関係確認〉 火炎検出器清掃 点火装置点検清掃 ガス配管ストレーナ（分解清掃） 配管部漏洩試験 各遮断弁の内洩れ試験 〈暖房試運転調整〉 各保安装置動作確認 自動制御装置確認 燃焼確認及び調整 抽気操作（真空ポンプ使用） 総合運転調整及びデータ作成
チューブ清掃 (吸収器, 凝縮器, 蒸発器)冷却塔	<ul style="list-style-type: none"> 屋外カバー等取外し 水室チューブ内の水排出 各水室カバー取外し 各器, チューブ, 毛ブラシ洗浄 各器, チューブ, 水洗浄 各水室タールエポキシ塗装 各水室復旧作業 屋外カバー等取付け・冷却塔内外見点検 Vベルトファン散水装置ボールタップ調整 モータ等絶縁測定 散水装置, 水槽, ストレーナの点検清掃 配管ストレーナ分解清掃 試運転調整（冷房シーズン前）
冷温水ポンプ, 冷却水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 圧電流値測定, 絶縁測定（端子増締め含む） ポンプ運転データ作成 カップリング芯出し調整 ランドパッキン取替 受部の状況チェック, 油補給（外観目視チェック）
ガスブースター	<ul style="list-style-type: none"> ガス漏れ試験
パッケージエアコン (PAC-1, PAC-2)	<ul style="list-style-type: none"> 運転状況確認 フィルター清掃
エアーハンドリングユニット (ACU-1, ACU-2, ACU-3, ACU-4)	<ul style="list-style-type: none"> フィルター清掃
館内空調ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ダクト清掃
蒸気発生装置（年2回実施）	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物測定 ばい塵測定

(4) フィールド・グラウンド等整備業務

各業務の実施に当たっては、別紙「運動施設管理業務（年度間実施回数）」の回数を下回らないこと。また、薬剤除草等については平成25年4月26日付け25消安第175号及び環水大土発第1304261号の事項を遵守すること。

〔体育館〕

項 目	内 容
アスファルト	チリ, 小石等は取り除き, 車両等に支障のないように常に整備すること。
樹木植込	景観等周辺環境を考慮し, 敷地内樹木の剪定を適時行い, 常に整備すること。

〔弓道場〕

項 目	内 容
通常整備	・ チリ，小石等はあらかじめ取り除く。
混和土補充（A）	・ 管理業務仕様書Ⅱの野球場内野整備に準じて行う。
混和土補充（B）	・ 的場部分ののこくずを加えた混和土を入れ替える。
改修	・ 表層を概ね 50 cm 切崩し，のこくずを加え築立てを行う。

8 事業報告書等

- (1) 指定管理者は毎年度終了後 30 日以内に，又は県教育委員会が必要と認めるときに，以下の内容の事業報告書を提出すること。
 - ア 管理業務の実施状況
 - イ 運動施設の利用状況
 - ウ 利用料金の収入実績
 - エ 管理業務の経理状況（収支決算）
 - オ 修繕料の執行状況
 - カ その他県教育委員会が別に指示する書類
- (2) 県教育委員会は，定期又は臨時に管理業務に関する報告を求め，実地について調査し，又は必要な指示をすることができるものとする。

9 管理員の服装等

管理員の服装・言動・態度は，利用者にいささかの不快の念も与えないようにしなければならないこと。

10 名簿等の提出

管理業務従事者については，県教育委員会に名簿を提出することとし，従事者に変更があった場合も，同様とする。

11 運動施設の利用及び管理用具

指定管理者は運動施設内の施設設備・備品を無償で利用できるものとする。ただし，運動施設の維持管理の目的以外に利用してはならない。

なお，県教育委員会が備え付けた備品等の更新は，県教育委員会負担で行うものとし，それ以外の業務の用に供する備品等の購入については，指定管理者の負担とする。

12 管理業務費に係る書類

管理業務費については，他の経費と区分して経理し，関係書類を各事業年度終了後 5 年間は保存すること。

13 その他

- (1) 管理業務の遂行に当たっては，この仕様書によるほか，センター条例並びに鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則，その他関係法令によるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか，指定管理者は県教育委員会の担当者の指示に従わなければならない。
- (3) 必要に応じて感染症対策を講ずること。

(別紙)

運動施設・修景施設管理業務（年度間実施回数）

区 分		項 目	年 度 間 最低実施回数
弓 道 場	近 的	通常整備	12
		芝生刈込	4
		混和土補充（A）（B）	4
		改修	1
	遠 的	通常整備	12
		芝生刈込	4
		混和土補充	4
		改修	1
体 育 館	樹	ヤシ類	1
	木	ソテツ	1
	剪	和・高木	1
	定	和・下木	1

※ ヤシオオオサゾウムシ等の害虫駆除を含む。